

基本計画

基本目標 1 きれいな空気 おいしい水 心安らぐ 環境のまちづくり

- 1－1 大気環境
- 1－2 水環境
- 1－3 土壌環境
- 1－4 その他生活環境

基本目標 2 恵まれた環境を守り育てる 自然豊かなまちづくり

- 2－1 自然環境
- 2－2 身近な自然
- 2－3 歴史的・文化的環境

基本目標 3 資源を大切にし 環境にやさしいまちづくり

- 3－1 廃棄物
- 3－2 資源・エネルギー
- 3－3 地球環境

基本目標 4 みんなで学び よりよい豊かな環境のまちづくり

- 4－1 環境学習
- 4－2 環境保全活動・環境配慮

計画の推進

- 1 推進組織
- 2 市民・滞在者、事業者、市の協働

1-1 大気環境

(1) 現状と課題

本計画策定に当たって平成24年度に実施した環境意識調査の結果によると、「空気のきれいさ」については、市民回答者のうち「満足」「やや満足」と回答した方が8割を超え、前回と同様に良好な状態が保たれていると考えられます。

大規模*ばい煙発生施設等については、現在、市内に大規模ばい煙発生施設等はなく、また新たな設置計画もありませんが、気象条件により*光化学オキシダントが発生する問題があるため、オキシダントと*窒素酸化物の監視を続けることが必要です。

窒素酸化物の測定結果については環境基準を達成していますが、光化学オキシダントは、平成25年から平成29年の間に注意報が1回発令されていることから、今後も県と連携して監視を継続する必要があります。

また、より環境への負荷が少ない車種への転換や*エコドライブの推進などの自動車排ガス対策、工場・事業所から発生する大気汚染への対策を行う必要があります。

(2) 環境目標

汚染物質発生源を減らし、澄んだ空気を維持する

(3) 環境目標に対する指標

指標	現状（H23）	目標値（H29）	目標値（H34）
光化学オキシダントの注意報発令回数	0回	0回	0回
本市内の測定局における二酸化窒素の測定結果	0.02 ppm	0.02 ppm以下	0.02 ppm以下

※二酸化窒素の環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

(4) 環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
1 大気監視体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、必要に応じて観測地点・項目の追加などを検討します。
2 自動車排ガス対策	<ul style="list-style-type: none"> ・*アイドリングストップ運動など、環境に配慮した自動車の運転の普及啓発に努めます。 ・公共交通機関や自転車の利用の普及啓発に努めます。 ・環境への負荷の少ない*低公害車や無公害車の普及啓発に努めます。 ・必要以上のマイカー利用の抑制のため、バス・鉄道事業者、関係団体、市民などとともに、総合的な交通施策を検討します。 ・公用車の低公害車や無公害車への更新を推進します。
3 工場・事業所対策	<ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業所に対して、大気汚染の防止に関する啓発を行います。また、県と連携し、大気汚染防止法や県条例に基づき、特定工場等に対して立入検査を実施するなど規制・監視を行い、工場・事業所からの環境負荷の低減を図ります。 ・県の融資制度等を案内します。

(5) 皆様に取り組んでいただきたいこと

市民	公共交通機関の利用・低公害車の導入・エコドライブ
事業者	公共交通機関の利用・低公害車の導入・エコドライブ 大気汚染物質の少ない燃料、設備の利用
滞在者	公共交通機関の利用・低公害車の導入・エコドライブ

1-2 水環境

(1) 現状と課題

本計画策定に当たって平成24年度に実施した環境意識調査の結果によると、「川や海の水のきれいさ」については、市民回答者のうち「満足」「やや満足」と回答した方が、前回の調査結果と比較して、川の水の結果が7ポイント、海の水の結果が3ポイント増加し、伊東の水環境が向上していると考えられます。

下水道の普及により、事業所等からの汚水や、生活排水を*公共用水域へ排出している区域は平成13年と比較して、平成28年度末時点で186.26ha減少しており、ここ数年は、河川A類型の環境基準*BOD2mg/l以下を達成し、公共用水域の保全に努めています。今後も下水道整備を推進するとともに河川等の継続的な監視が必要です。

また、公共下水道全体計画区域外については、*合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水による中小河川等の汚染低減を図ることが必要です。加えて、水質汚濁防止法や県の条例に基づき、工場・事業所に対しての規制や啓発を行うことが必要です。

(2) 環境目標

公共用水域への生活排水の流出を減らし、清らかな水環境を保全する

(3) 環境目標に対する指標

指標	現状（H23）	目標値（H29）	目標値（H34）
伊東大川下流のBOD測定結果（75%値）	1.5mg/l	1.3mg/l 以下	1.3mg/l 以下
下水道整備面積 (昭和33年からの累計)	565.5ha	580.5ha	605.3ha
合併処理浄化槽補助事業による設置累計基数 (平成2年からの累計)	578基	711基	836基

※伊東大川下流の国の環境基準は、B類型で、BOD（生物化学的酸素要求量）3mg/lです。

(4) 環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
1 水環境の監視体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、必要に応じて観測地点・項目の追加などを検討します。 ・必要に応じ、伊東大川支流、その他河川及び一碧湖の水質測定を実施していきます。
2 生活排水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道全体計画区域外では、合併処理浄化槽による整備を推進します。 ・公共下水道事業計画区域内の整備率向上を目指して、整備効率の高い川奈地区へ管路網の整備を推進します。 ・川奈地区の地域汚水処理区域においては、水無田地区の公共下水道への統合を見据えて、老朽化対策を図り、管きょ・処理施設の安全で効率的な維持管理と安定した水質管理を目指します。 ・下水道の日（9月10日）や小学生の施設見学等を通じ、下水道の意義、効用についての知識を高めるPR活動を行い、下水道に関する市民意識の高揚を図ります。 ・浄化槽法に定められた維持管理について浄化槽設置者に対して講習会等を通じて周知徹底を図ります。 ・工場・事業所や家庭からの排水等による水質汚濁防止対策に関する啓発を推進します。
3 工場・事業所対策	<ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業所に対して、水質汚濁防止に関する啓発を行います。また、県と連携し、水質汚濁防止法や県条例に基づき、特定工場等に対し、立入検査を実施するなど規制・監視を行い、工場・事業所からの環境負荷の低減を図ります。 ・県の融資制度等を案内します。

(5) 皆様に取り組んでいただきたいこと

市民	生活排水による汚濁の低減 下水道への接続又は合併処理浄化槽の設置及びその適正な維持管理
事業者	排水処理等水質汚染の防止
滞在者	水辺からのごみの持ち帰りの徹底

1-3 土壌環境

(1) 現状と課題

本市の土壌環境は、これまで良好な状態が保たれています。しかしながら、平成23年度に*土壤汚染対策法に基づく土壤汚染地域として一か所指定されました。

現在、市内で土壤汚染地域として指定された区域については、県と連携して地下水への影響調査等により継続的な監視をしています。

今後も良好な生活環境の保全を図るため、汚染発生源となる可能性の高い工場・事業者への啓発や、土壤汚染対策法に基づく指導を行い、土壤汚染発生防止対策や汚染発生時の対策に取り組む必要があります。

(2) 環境目標

汚染の発生を防ぎ、きれいな土壌を維持する

(3) 環境目標に対する指標

指標	現状（H23）	目標値（H29）	目標値（H34）
土壤汚染地域の指定件数	1件	〇件	〇件



伊東八景：一碧湖

(4) 環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
1 土壤汚染調査・情報収集	<ul style="list-style-type: none">・県と連携し、土壤汚染の状況や汚染源となる物質の情報収集を行います。また、必要に応じて土壤の保全を図るための定点調査の実施を検討します。
2 工場・事業所対策	<ul style="list-style-type: none">・県と連携し、工場・事業所に対して、土壤汚染防止に関する啓発を行います。・県と連携し、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律や土壤汚染対策法に基づき、規制・監視や浄化対策の指導を行い、工場・事業所からの環境負荷の低減を図ります。・農用地等が汚染源とならないよう、県や農協と連携し、農業者に対し化学肥料・農薬・除草剤などの適正使用の指導を推進します。

(5) 皆様に取り組んでいただきたいこと

市民	庭や家庭菜園等における化学肥料等の適正な使用
事業者	化学肥料、農薬、除草剤などの適正な使用 土壤汚染防止対策・有害化学物質の適正管理
滞在者	別荘在住者による、庭や家庭菜園における化学肥料等の適正な使用

1-4 その他生活環境

(1) 現状と課題

1 悪臭

本市の悪臭発生源は、近年畜産業や水産加工業から、飲食店や動物の飼育、廃棄物の不正焼却等に変化しており、管理者による適正な管理体制が必要となっています。それぞれの発生源に適した形で悪臭防止の啓発・指導を行う必要があります。

2 騒音

本市では、中小零細企業が多数を占めるため、規制対象になる特定工場等が少なく、規制対象に係る苦情は多くありませんが、空調機、楽器、ペットの鳴き声などの一般家庭からの騒音の苦情が問題になることが多く、これらは防止対策等の行政指導が困難で、その対策としては、市民一人一人の意識醸成が必要です。

3 有害化学物質

有害化学物質については、県と連携し、市民の生活環境が脅かされないよう有害化学物質対策を進める必要があります。また、悪臭の発生源にもなっている廃棄物の不正焼却防止の啓発活動を行い、*ダイオキシン類の発生を防止することが必要です。

また、典型七公害以外の新しい環境問題に対応するため、県と連携して情報収集を行い、必要に応じた監視体制の追加を検討する必要があります。

(2) 環境目標

環境負荷を減らし、安心して暮らせる生活環境を維持する

(3) 環境目標に対する指標

指標	現状（H23）	目標値（H29）	目標値（H34）
悪臭・騒音・振動に関する苦情件数	10件	5件以下	5件以下

(4) 環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
1 その他生活の環境監視体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、必要に応じて観測地点や、新たな有害汚染物質など観測項目の追加を検討します。
2 その他生活環境の保全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・たい肥等による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式の導入を推進します。 ・廃棄物不正焼却防止の啓発を推進し、ダイオキシン類の発生防止に努めます。 ・日常生活に伴う騒音や悪臭を防止するための自主的な対策や配慮を促します。 ・日照阻害、電波障害、光害等に関する情報を収集し、対策について検討します。 ・ダイオキシン類の発生抑制に対応した廃棄物処理を推進します。 ・県と連携し、悪臭、騒音、振動の発生源抑止に関する指導をします。 ・保健所と連携し、愛護動物飼養者の不適切な飼養に対する指導や、適正飼養に関する啓発に努めます。 ・犬の登録制度の適正化を図るとともに、狂犬病予防注射接種率の向上に努めます。
3 工場・事業所対策	<ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業所に対して、悪臭、騒音、振動、有害化学物質による環境汚染の発生防止に関する啓発を行います。 ・悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法や県条例に基づき、規制・監視を行い、工場・事業所からの負荷の低減を図ります。

(5) 皆様に取り組んでいただきたいこと

市民	悪臭、騒音、振動などの抑止・愛護動物の適正な飼育
事業者	悪臭、騒音、振動などの抑止・農薬や除草剤等の適正な使用 有害化学物質の適正な管理
滞在者	悪臭、騒音、振動などの抑止・愛護動物の適正な飼育